

だれでも使える 新しい移動方法 シェアサイクルで市内を巡ろう

市内の魅力あるスポットの周遊性や移動の利便性の向上等に有効であるかを検証するため、シェアサイクルサービス「HELLO CYCLING」を展開するOpenStreet社と連携し、実証実験を行います。実証実験は8月1日から開始し、市内に設置した14地点のシェアサイクルサービスの貸出・返却拠点(ステーション)が利用可能です。ステーションの位置や利用方法などは、市HPをご覧ください。
☎問事業全体について＝産業政策課振興企画係 ☎042・470・7743
利用方法等のサービスについて＝HELLO CYCLINGお客様サポート窓口 ☎050・3821・8282

シェアサイクルの“3つの便利”

01 乗りたい時に借りて、行きたい場所で返せる

シェアサイクルステーションの設置場所・利用可能状況はアプリで確認できます。

02 東久留米市内外で使える

「HELLO CYCLING」のシェアサイクルステーションがあれば、自治体を越えての利用・返却ができます。

03 スマホアプリを登録するだけで使える

どなたでも一度登録すれば、全国の「HELLO CYCLING」のシェアサイクルステーションを利用可能です。クレジットカードだけでなく、スマホのキャリア決済にも対応しています。

アプリのダウンロードはこちら

シェアサイクルならお出かけルートが自由自在

市内西部の名所・マンホール巡りルートの一例 ※場所などの詳細は市HPをご覧ください。

利用料金

初乗30分：130円
以降15分ごと：100円
(最大12時間1,800円)

※利用車体・エリアにより料金が異なります。



第42回市民みんなのまつりの出演者募集

11月9日(土)・10日(日)に開催される市民みんなのまつりでは、毎年多くの出演者が演奏や合唱、創作ダンスなどのパフォーマンスを披露し、まつりを大いに盛り上げます。今年もまつりを盛り上げてくれる出演者を募集します。

参加費無料 ※出演に関する経費(運搬・交通費など)は全て出演者負担。
申し込み資格 どなたでも。ただし、申し込み多数の場合、市内の方を優先する場合があります
パフォーマンス場所 市役所ステージまたは東久留米駅西口路上ステージ
パフォーマンス時間 入・退場を含め15分以内
※同じグループを複数に分けて15分以上続けて出演することはできません。別時間枠であれば出演可能です。
提出物 ステージ出演申込書、当日使用する音源(出演者名、氏名、曲名、楽曲時間を記入してください)
申込用紙の配布期間・場所 8月13日(火)～9月9日(月)に産業政策課窓口(市役所6階)および市HPで ※申込用紙の配布および受け付けは、開庁日時の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)です。
申 8月13日(火)～9月9日(月)に申込用紙に出演内容などを記入の上、出演者本人が産業政策課に持参し提出してください。なお、申込用紙は返却しません
※出演の可否および時間などは、審査・選考の上、決定します。なお、応募多数の場合はご希望に沿えない場合もあります。あらかじめご了承ください。
☎問産業政策課 ☎042・470・7743

市HP

市役所ステージ 路上ステージ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)・

定額減税補足給付金(調整給付)の支給について

☎市重点支援給付金コールセンター
☎042・470・7863(土曜・日曜日、祝日
を除く午前8時半～午後5時15分)

市では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)」・「定額減税補足給付金(調整給付)」を支給します。

申請書の入手方法など、詳細は市☎をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。

※この給付金は、法令により非課税および差押禁止の取扱いになります。

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)

◆支給対象世帯

基準日(6年6月3日)時点で東久留米市に住民登録があり、6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯

※次のいずれかに該当する場合は対象外です。

- ①5年度非課税世帯の追加給付分(7万円給付金(ただし、家計急変世帯を除く))の支給を受けている
- ②5年度均等割のみ課税世帯給付分(10万円給付金)の支給を受けている
- ③他市区町村の①または②と同趣旨の給付金の支給を受けている
- ④世帯全員が、住民税を課税されている他の親族等の扶養を受けている
- ⑤租税条約に基づく住民税の課税免除の適用を受けている方がいる

◆支給額

1世帯あたり10万円
子育て世帯については、平成18年4月2日以降に生まれた児童1人あたり5万円を加算(こども加算給付)

■配偶者からの暴力(DV)等により避難している方へ
配偶者やその他親族からの暴力などを理由に避難している方で、事情により6年6月3日以前に東久留米市に住民票を移すことができなかった方についても受給できる場合がありますので、コールセンターまたは、申請・相談受付窓口(市役所1階南出入口横特設ブース)等までご相談ください。



市☎(非課税・均等割のみ課税化世帯給付分)

表 申請方法

対象世帯	申請方法	
市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)の支給について(同意書)」が届いた世帯(7月下旬より順次発送)	申請不要	同意書の内容をご確認いただき、確認期間経過後に振り込まれます。こども加算給付も対象の方は同意書記載の支給額・対象児童数もご確認ください。 ※6年6月4日～10月31日に生まれた新生児や、別居しているものの生計が同一である児童がいる場合は、別途申請が必要です。
市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(非課税化・均等割のみ課税化世帯給付分)申請書(請求書)」(申請書)が届いた世帯(8月上旬発送予定)	申請書などを返信用封筒で郵送・オンライン申請	対象要件に合致していることをご確認いただき、給付対象となる場合のみ、郵送または、申請書記載のURL・二次元コードよりオンラインで申請してください。 ※こども加算給付も対象の方は同時に申請してください。
6年1月2日以降の転入者を含むなど、6年度市民税の情報が市で確認できない世帯	申請書などを入手の上、窓口または郵送で提出	申請書を入手し、郵送または、申請・相談受付窓口(市役所1階南出入口横特設ブース)等に提出し、申請をください。 ※こども加算給付も対象の方は同時に申請してください。

(2) 定額減税補足給付金(調整給付)

◆支給対象世帯

6年度住民税が東久留米市で課税されており、基準日(6年6月3日)時点の情報で定額減税しきれないと見込まれる方

※5年中の合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者が対象です。



市☎(定額減税補足給付金(調整給付))

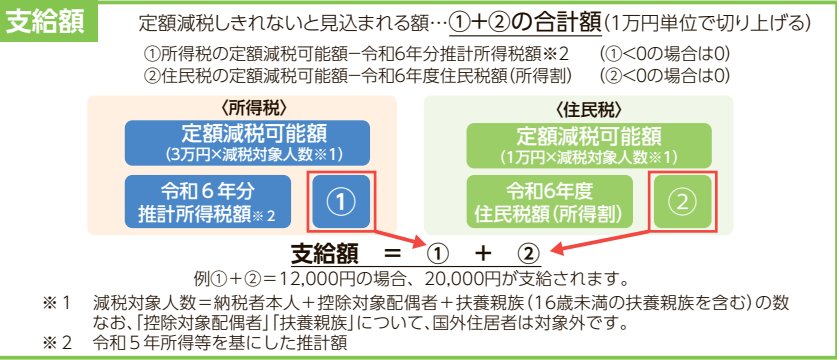


表 申請方法

対象世帯	申請方法	
市から「定額減税補足給付金(調整給付)の支給について(同意書)」が届いた世帯(7月下旬より順次発送)	申請不要	同意書の内容をご確認いただき、確認期間経過後に振り込まれます
市から「定額減税補足給付金(調整給付)支給確認書」(確認書)が届いた世帯(8月上旬発送予定)	確認書などを返信用封筒で郵送・オンライン申請	確認書や必要書類などを同封の返信用封筒により提出、または確認書記載のURL・二次元コードよりオンライン申請してください。

※ご自身が対象と思われる方で、上記の同意書または確認書が届かない方はコールセンターにお問い合わせください。

(3) 申請について

■申請受付期間

10月31日(木)まで(必着)

申請書または確認書を市に提出後、審査を経て支給となる場合は、振込日を記載した決定通知書を送付します。

■申請・相談受付窓口を開設します

期間 8月1日(木)～10月31日(木)

閉庁日時を除く午前9時～午後5時

場所 市役所1階南出入口横特設ブース

■オンライン申請時の注意点

受付開始当初はアクセスが集中し、つながりにくい状態となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

■詐欺にご注意ください

この給付金を装った特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。給付金の支給にあたり、ATMの操作をお願いしたり、現金の振り込みを求めることなどは絶対にありません。

■郵送の場合の送付先

〒203-8555 東京都東久留米市本町3-3-1 重点支援給付金担当宛て

6 年11月から児童扶養手当の制度が一部変わります

6 月 5 日に成立した「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、6 年11月分(7 年 1 月支給分)の児童扶養手当から、制度内容が下記のとおり変更となります。

☎児童青少年課助成支援係 ☎042・470・7736

◆主な変更内容

1 受給者本人の所得制限限度額を引き上げ

7 年 1 月支給分(6 年11月・12月分)から所得制限限度額が次のとおり変更されます。

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得制限限度額						配偶者・扶養義務者 ・孤児等の養育者 ※現行から変更なし
	全部支給			一部支給			
	現行		6年11月分から	現行		6年11月分から	
0人	49万円未満	⇒	69万円未満	192万円未満	⇒	208万円未満	236万円未満
1人	87万円未満		107万円未満	230万円未満		246万円未満	274万円未満
2人	125万円未満		145万円未満	268万円未満		284万円未満	312万円未満
3人	163万円未満		183万円未満	306万円未満		322万円未満	350万円未満
4人	201万円未満		221万円未満	344万円未満		360万円未満	388万円未満
5人以上	1人につき38万円加算						



市HP

2 第 3 子以降加算額(6,450円)を第 2 子の加算(10,750円)と同額まで引き上げ

		現行	6 年11月分以降(変更後)
第 1 子	全部支給	45,500円	変更なし
	一部支給	45,490円～10,740円	
第 2 子加算額	全部支給	10,750円	
	一部支給	10,740円～5,380円	
第 3 子以降加算額	全部支給	6,450円	10,750円
	一部支給	6,440円～3,230円	10,740円～5,380円

例：対象児童 3 人で全部支給の場合
現行 ⇒月額62,700円
(45,500円+10,750円+6,450円)
変更後⇒月額67,000円
(45,500円+10,750円+10,750円)

※申請者の収入に応じて額が異なります。

◆制度変更に伴う手続きについて

現在、児童扶養手当の資格がある方(全部停止により手当額が 0 円の方も含む)は 8 月の現況届提出により変更後の基準に更新します。資格がない方で以下の要件に該当し、かつ、所得範囲内になる見込みの方は10月中旬に新規申請をお願いします。

申請方法などの詳細は市HPをご覧ください。

○児童扶養手当の支給対象となる方

次に該当する年齢が原則18歳に達した日の属する年度末までの児童を養育している父か母、または養育者

- ①父母が離婚した児童
- ④父または母が生死不明の児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ⑤父または母に 1 年以上遺棄されている児童
- ⑧父または母が、母または父からの申立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童
- ③父または母が重度の障害をもつ児童
- ⑥父または母が 1 年以上拘禁されている児童

市職員募集

☎職員課 ☎042・470・7716

7 年 1 月 1 日および 4 月 1 日以降に採用する職員を募集します。募集職種・人数などは、下表の通りです。その他受験資格などは、募集要項をご確認ください。

募集要項の配布 8 月 1 日(木)以降、市HPから取得してください

申込受付期間 8 月 1 日(木)～29日(木)(必着)

申込方法市HPから申し込み後、受験票などを郵送で送付してください。詳細は募集要項をご覧ください



市HP



職員募集のポスター

表 市職員募集の職種・募集人数など

採用時期	職種	試験区分	募集人数
令和 7 年 1 月 1 日以降採用	一般事務	I 類(大学卒程度)	若干名
		II 類(短大卒程度)	
	土木技術・建築技術	I 類(大学卒程度)	若干名
	土木技術・建築技術(主任採用)	I 類(大学卒程度)	
令和 7 年 4 月 1 日以降採用	一般事務	I 類(大学卒程度)	15人程度
		II 類(短大卒程度)	
	一般事務(障害者)	I 類(大学卒程度)	若干名
		II 類(短大卒程度)	
	土木技術・建築技術	I 類(大学卒程度)	若干名
	土木技術・建築技術(主任採用)	I 類(大学卒程度)	
	保健師	—	若干名
	児童指導(心身障害児通園施設の指導員)	—	若干名

※試験では書類審査・適性検査・集団討論・口述による面接試験を行います。配慮が必要な方は、申し込み前にご相談ください。(例＝車椅子を使用しているため、会場に配慮してほしいなど)

市民と市長の座談会

「竜馬が来る」

☎生活文化課市民相談・施設係 ☎042・470・7738

市長が市民の皆さんと直接お会いし、市民の皆さんが設定した市政に関するテーマについて意見交換を通じてご意見などを伺います。

日①10月20日(日)午後 2 時～ 3 時、②26日(土)午前11時～正午、③26日(土)午後 2 時～ 3 時

※応募団体が①～③の中から開催希望日時を 1 つ設定。

場応募団体が手配する市内の会場(個人宅は除く)

対市内に在住または在学するおおむね 5 人以上の団体

定全 3 団体。上記の各日時につき 1 団体を募集(応募多数の場合は抽選)

他応募団体が市政に関するテーマを設定。会場設営・司会進行なども応募団体が対応。参加人数はおおむね 5 人以上20人以内

申 8 月15日(木)～30日(金)午後 5 時に、申し込みフォーム、または「市民と市長の座談会申込書」(市HPまたは生活文化課窓口などで取得可)で申し込みを
※申込書は生活文化課(市役所 2 階)へ持参してください。



申し込みフォーム
(8月15日公開)





新小学一年生の
就学時健康診断

7年4月に小学校へ入学予定の方を対象に、健康診断を実施します。

断通知書を送付します(9月中旬ごろ発送予定。住民登録上の入学予定校で受診してください)。
⑩ 10月3日(休)～11月20日(休)
※受け付けは各小学校で、いずれも午後1時半から行います(左表参照)。
⑪ 平成30年4月2日～31年4月1日生まれの方
⑫ ①次のいずれかに該当する方は、学務課保健給食係へご連絡ください▼病気の他やむを得ない事由により、住民登録上の入学予定校で受診できない方▼私学など、他校へ入学予定で受診されない方▼9月25日(水)までに通知書が届かない方
⑬ ②外国籍のお子さんと、就学を希望する方は早めに同課学事係(市役所6階)で手続きしてください
⑭ 同課 ☎042・470・7779

表 令和7年度入学予定者 就学時健康診断日程

学校名	電話 (市外局番042)	実施日
第一小学校	471・0014	10月16日(水)
第二小学校	471・0134	10月11日(金)
第三小学校	471・0104	11月14日(水)
第五小学校	461・5843	10月25日(金)
第六小学校	471・5370	11月13日(水)
第七小学校	471・0114	10月23日(水)
第九小学校	471・7548	10月30日(水)
第十小学校	473・9196	11月5日(火)
小山小学校	474・1691	10月3日(水)
神宝小学校	474・4108	10月8日(火)
南町小学校	461・2662	11月20日(水)
本村小学校	474・0404	11月1日(金)



病气やけがで障害が残ったときは
障害基礎年金を

次の受給要件を満たす場合、障害基礎年金が受けられます。

◎受給要件

① 初診日において、国民年金の加入者または60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない国内在住者
② 初診日の前々月まで

に保険料を納めた期間(保険料免除等の期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること、もしくは初診日の前々月までの1年間に未納がないこと

③ 障害認定日(※)の障害程度が政令に定められている障害等級の1級か2級のいずれかに該当した場合(身体障害者手帳の等級とは異なります)

※病气やけがで初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状固定した日。

◎20歳前に初診日がある時
20歳前に病气やけがで障



特別児童扶養手当を
振り込みます

6年4月～7月分の特別児童扶養手当を指定預金口座へ振り込みます。

振込予定日 8月9日(金)

※金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

に保険料を納めた期間(保険料免除等の期間を含む)が加入期間の3分の2以上あること、もしくは初診日の前々月までの1年間に未納がないこと

③ 障害認定日(※)の障害程度が政令に定められている障害等級の1級か2級のいずれかに該当した場合(身体障害者手帳の等級とは異なります)

※病气やけがで初めて医師の診療を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状固定した日。

◎20歳前に初診日がある時
20歳前に病气やけがで障

特別児童扶養手当の
申請はお済みですか

次の要件などに該当する20歳未満の障害児を養育している方で、現在手当を受けていない方は申請してください。ただし、所得制限があります。

⑩ 知的障害(愛の手帳1～3度程度)がある児童▼身体に障害(身体障害者手帳1～3級程度)がある児童など

⑪ ①重度の障害児(1級)Ⅱ5万5350円▼中度の障害児(2級)Ⅲ3万6860円

◎現在受給中の方は現況届の提出をお忘れなく

現況届は、特別児童扶養手当を継続して支給するために必要なもので、提出がないと手当が支給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。

現在、受給中の方には現況届のお知らせを郵送します。受付期間中に児童青少年課(市役所2階)へご来庁いただき、窓口でお渡しする用紙にご記入をお願いします。

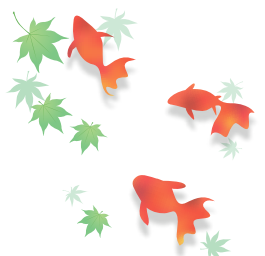
現況届受付期間 8月1日(木)～30日(金)

同課助成支援係 ☎042・470・7773

就学援助費の申請は
お済みですか

市では、経済的な理由などにより、公立小・中学校の教育費が大きな負担となっている家庭に対して、費用の一部を援助しています。

市外からの転入などにより、まだ手続きをしていない方は、学務課(市役所6階)で至急手続きをしてください。



母子・父子自立支援
プログラム策定事業

市では、児童扶養手当受給者の状況・ニーズ等に応じた個別の自立支援プログラムを策定し、これに基づいて、各種支援事業を活用することで、きめ細やかで継続的な自立・就労支援を行っています。

⑩ 原則として市内に住所を有する児童扶養手当受給者(生活保護受給者は対象外)

⑪ 児童青少年課(市役所2階)へ電話予約の上、ご相談ください

同課助成支援係 ☎042・470・7773

障害児福祉手当・特別障害者手当など受給対象は次の通りです(表1・表2参照)。ただし、所得制限があります。

☎障害福祉課 ☎042・470・7747

障害がある方のための手当

◎現況届等の提出が必要です

表1の手当を継続して受給する場合は、前年の所得状況や支給要件などの現況確認の届け出が必要です。提出がない場合、6年11月期分からの手当が支給されません。現在受給している方には現況届を順次送付します。

表1 現況届等の提出が必要な手当・対象・提出期限

手当	対象	提出期限
障害児福祉手当	20歳未満で、精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および障害年金等の受給者には支給されません。 ※本人および扶養義務者等の所得制限あり。申請には医師の専用様式による診断書等が必要。	8月1日(水)～9月11日(水)
特別障害者手当	20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の方。ただし、施設入所者および病院等に継続して3カ月を超えて入院している方は支給されません。 ※本人および扶養義務者等の所得制限あり。申請には医師の専用様式による診断書等が必要。	
重度心身障害者手当	常時特別な介護を必要とする65歳未満の重度心身障害者で、次の①～③のいずれかに認定された方 ①重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方 ②重度の知的障害と身体障害の重複障害の方 ③重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座っていることが困難な方。ただし、施設入所者および継続して3カ月を超えて入院している方には支給されません。 ※都が直接判定を行います。20歳以上は本人、20歳未満は扶養義務者の所得制限あり。	8月1日(水)～9月2日(水)

◎8月に所得判定の対象となる所得の年が切り替わります

表2の手当は、対象要件を満たし、かつ令和5年中の所得が基準額を下回る場合、支給の対象となる可能性があります。

表2 所得判定の対象となる所得の年が切り替わる手当と対象

手当	対象
心身障害者福祉手当	次の①・②のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、脳性まひまたは進行性筋萎縮症のいずれかに該当する20歳以上の方 ②身体障害者手帳3・4級の方、愛の手帳4度の方、難病医療費助成受給者の方。 ※施設入所の方、65歳以上で新たに対象要件を満たした方、児童育成手当の障害手当を受給中の方は支給できません。
心身障害者福祉手当 住宅加算	次の①・②のすべてに該当する方 ①手当月額1万5500円の心身障害者福祉手当を受給している方 ②市内の民間アパート・借家等にお住まいで、市より他の住宅扶助を受けていない非課税世帯の方。

表 講座の日時と場所

	日時	場所
1日目	9月13日(金) 午後2時～4時	市民プラザホール(市役所1階)
2日目	9月27日(金) 午後2時～4時	▼東部地域包括支援センター担当地域 在住の方(上の原・神宝町・金山町・ 氷川台・大門町・東本町・新川町・浅 間町・小山)＝東部地域センター講習 室 ▼中部地域包括支援センター担当地域 在住の方(学園町・ひばりが丘団地・ 本町・中央町・幸町・南沢・前沢一～ 三丁目・南町)＝中央町地区センター 第3・4会議室 ▼西部地域包括支援センター担当地域 在住の方(前沢四、五丁目・滝山・下 里・柳窪・野火止・八幡町・弥生)＝ 特別養護老人ホームけんちの里

表 預貯金等の基準

収入等が下記の場合		→	預貯金等の基準
住民税非課税世帯	合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間120万円超	→	単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下
	合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下	→	単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
	合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金収入額の合計が年間80万円以下	→	単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
	老齢福祉年金受給者	→	単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
生活保護受給者等		→	要件なし

※第2号被保険者(65歳未満)の方の預貯金等の基準は収入等に関係なく単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下です。



認知症サポーター
「ステップアップ講座」

1・5121、西部地域包括支援センター ☎042・472・0661(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)
☎042・470・7777(内線2501・2503)

介護保険施設における
居住費(部屋代)・
食費の軽減制度

介護保険施設サービスを利用したときは、施設サービス費(利用料)の自己負担分(負担割合Ⅱ「1割」・2割・3割のいずれか)に加え、居住費・食費・日常生活などの費用を支払いますが、所定の要件に全て該当する方は、申請により居住費・食費の軽減制度(負担限度額認定)が受けられます。

◎居住費・食費の軽減制度(負担限度額認定)とは
所得区分に応じて居住費・食費の負担限度額(施設

定先着50人程度
申8月1日(木)から電話で在

住地域を担当する地域包括支援センター(東部地域包括支援センター ☎042・428・7788、中部地域包括支援センター ☎042・45

・食費の負担限度額(施設

に支払う1日当たりの自己負担額の上限が設けられます。認定期間は、申請があつた月の初日～翌年7月31日(1月～7月の申請の場合は同年7月31日まで)です。毎年8月1日を基準日として更新の手続きが必要です。施設入所や短期入所サービスの利用申し込みの予定がある場合は、早めに介護福祉課(市役所1階)で申請してください。

詳細は、広報6年6月1日号4面または市HPをご覧ください。

対象サービス▼施設サービス(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院など)▼短期入所サービス(短期入所生活(療養介護・介護予防短期入所生活(療養介護)

要件①世帯全員および配偶者(世帯が分離している場

合を含む)が住民税非課税②預貯金など資産の合計額が基準額以下(左表参照)が基準額以下(左表参照)

申 随時受け付け

※新たに施設サービスの利用予定がある方、要件に当てはまらず更新申請を行わなかった方、または更新申請をしたが認定結果が非該当であつた方でも、その後の所得状況や世帯状況、預貯金などの資産状況が変わり、要件に当てはまつた時点で申請することができ

ます。判定の結果、承認された場合は、申請月の初日から負担限度額が適用となります。

☎042・470・7750

同課介護サービス係

東久留米市シニアクラブ(各クラブ)会員募集

シニアクラブ連合会は市内20のクラブから組織され、約1,300人の会員が活動しています。各クラブへの問い合わせや入会申し込みは各クラブの会長(下表参照)までお願いします。おおむね60歳以上の方であればどなたでも入会ができますので、この機会に入会をお待ちしています。

表 東久留米市シニアクラブ一覧(氏名は敬称略)

クラブ名		会長名	主な活動地域	主な活動内容	電話
1	上の原クラブ	小川 洋子	上の原・神宝町・金山町など	カラオケ教室、カラオケワイワイ、輪投げ、いきいき体操、健康麻雀、エアロビクス、スカットボール、脳トレなど	090・7015・3061
2	落合ふれんず	細田 力	浅間町・新川町	グラウンドゴルフ、カラオケ、書道、健康麻雀、ストレッチ体操、輪投げ、スカットボールなど	080・1077・6288
3	門前会	貫井 勝義	大門町・東本町・金山町・氷川台	歩こう会、カラオケ、手芸、輪投げ、吹き矢、スカットボール、水彩画など	042・471・0625
4	氷川台サンライズ	清水 欣二	氷川台	ラジオ体操、歩こう会、折り紙手芸の会、唄おう会、健康麻雀、グラウンドゴルフ、輪投げ、スカットボール、健康マグネット吹き矢、太極拳、ボウリング、囲碁など	090・1122・8357
5	丸実会	阿蘇 茂男	本町・中央町・幸町	ゲートボール、グラウンドゴルフ、舞踊、民謡、カラオケ、唄の会、カントリーダンス、健康麻雀、絵画、ストレッチ、エアロビクス、サロン活動など	042・471・6491
6	銀杏会	川岡 光子	中央町・本町・幸町	グラウンドゴルフ、カラオケ、ハーモニカ、手話、塗り絵、手芸、太極拳、エアロビクス、詩吟、カントリーダンス、輪投げ、スカットボール、おしゃべりサロンなど	042・474・6712
7	悠々会	森田 多吉	中央町・本町・幸町	ゲートボール、グラウンドゴルフ、舞踊、詩吟、唄おう会、スカットボール、輪投げなど	042・478・9833
8	福寿会	岩間 恒之	本町・中央町	ゲートボール、グラウンドゴルフ、軽スポーツ、カラオケ、手芸、健康麻雀、詩吟など	090・2761・5457
9	小山クラブ	當麻 繁	小山・幸町・氷川台・前沢・下里	グラウンドゴルフ、カラオケ、ウォーキング、健康体操、焦がし絵教室など	042・473・0956
10	野火止会	栗田 美江子	野火止	輪投げ、スカットボール、シルバー体操、グラウンドゴルフ、レクダンス、舞踊、カラオケ、三味線、大正琴、書道、健康麻雀、手芸、エアロビクス、ストレッチ体操、ぶらり歩きの会など	042・473・1815
11	ほんむらクラブ	小野 武夫	野火止・下里周辺	カラオケ、手芸、俳句、健康麻雀、将棋、ウォーキング、棒体操、スカットボール、輪投げ、吹き矢、グラウンドゴルフなど	042・477・0737
12	中央クラブ	鈴木 美津子	中央町・幸町・八幡町	グラウンドゴルフ、輪投げ、スカットボール、ウォーキング、手芸、舞踊、華道、茶道、カントリーダンス、カラオケなど	042・473・0116
13	雅友会	山之口 大	前沢地区	カラオケ、グラウンドゴルフ、ボウリング、唄おう会、卓球、いきいき体操、書道、ストレッチ体操、レクダンスなど	090・2935・7419
14	前沢ときわ会	鈴木 勲平	前沢地区	カラオケ、カントリーダンス、ターゲット・バードゴルフ、グラウンドゴルフ、健康麻雀、ストレッチ体操、輪投げ、スカットボールなど	080・6520・1133
15	滝山青葉会	金野 保正	滝山・前沢・柳窪・下里など	カラオケ、唄おう会、民謡、カントリーダンス、健康麻雀、囲碁、ボウリング、グラウンドゴルフ、スカットボール、輪投げ、踊り、ポッチャ、ウォーキング会、バドミントン、談話室(サロン活動)、料理の会など	080・5066・4955
16	草の実会	佐藤 千恵子	滝山・柳窪・前沢・下里・八幡町など	健康麻雀、カラオケ、社交ダンス、カントリーダンス、詩吟、俳句、舞踊、大正琴、レクダンス、グラウンドゴルフ、スカットボール、輪投げ研究会、唄おう会、習字、手芸、ストレッチ体操など	042・471・2607
17	メダカの会	竹本 卓爾	滝山・前沢・柳窪・下里など	カラオケ、カントリーダンス、舞踊、健康麻雀、スカットボール、輪投げ、グラウンドゴルフ、輪踊り、わくわく体操、茶道など	090・5497・7126
18	滝山住宅悠々会	上田 和俊	滝山団地周辺	わくわくすこやか体操、ラジオ体操、ジョギング、防災カフェ、防災ボランティア、歩こう会、輪投げ、囲碁など(講師の先生募集中)	080・7946・1125
19	いちょうクラブ	宮下 俊彦	下里住宅周辺	グラウンドゴルフ、舞踊、カラオケ、合唱、健康麻雀、手芸、絵手紙、輪投げなど	090・1452・8381
20	西美里会	江刈内 勉	久留米西住宅周辺	園芸、グラウンドゴルフ、唄おう会、スカットボール、輪投げ、健康麻雀など	042・473・9141

東久留米市シニアクラブ連合会 会長 貫井 勝義 ☎042・471・0625

住環境

8月26日は
火山防災の日

5年6月に「活動火山対策特別措置法」が一部改正され、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を「火山防災の日」とすることが定められました。8月26日は、明治44年に日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され観測が始まった日です。

噴火災害から身を守るためには、気象庁が発表する火山防災情報に基づき、噴火警戒レベルに応じた行動をとることが重要です。

「火山防災の日」をひとつのきっかけとして、噴火災害の発生に備えましょう。



気象庁HP
(火山登山者向け情報)



気象庁HP
(火山防災の日)

お知らせ

受験生チャレンジ支
援貸付事業

都では、受験生を持つ生計中心者に対し、学習塾などの費用や受験費用を無利

子で貸し付けています。高校・大学・専門学校などの対象校に入学した場合、返済が免除されます。なお、4年度より収入要件が緩和され、連帯保証人が不要となりました。

貸付対象 中学3年生、高校3年生、6年4月1日時点で20歳未満の高校・大学の中途退学者・浪人生など

貸付金額 ▼ 学習塾等貸付金 20万円 ▼ 受験料貸付金 2万円

申請書は7年1月24日(金)までに事前に連絡の上、同課に受け取りに来てください。



市HP

全国家計構造調査にご協力を

調査の目的 国が統計法に基づき5年ごとに実施する重要な統計調査で、家計における消費や所得、資産などの実態を明らかにするためのもので、国のコンピュータによ



市内情報の検索は
くるくるチャンネル



総務省統計局HP

東久留米の情報サイト「くるくるチャンネル」は市内情報満載のサイトです。また、市内や近隣の役立つ情報を簡単に検索できるサブサイト「くるくる案内所」では、「#くるくる案内所」をつけてSNSで情報共有もできます。

◎出張くるくるチャンネル案内所

サイトに登録を希望される団体の受け付けやSNSの使い方などを対面で相談できます。

毎月第3水曜日午前10時～11時45分(8月を除く)

場市役所1階屋内ひろば



くるくるチャンネルHP

盛土規制法の運用開始

盛土等による災害から人命を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」(盛土規制法)が新たに定められ、都では7月31日から運用が開始されました。

東久留米市は全域が宅地造成等工事規制区域に指定され、市内で盛土等を行う場合は都の許可が必要となるほか、過去に宅地造成などで盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する努力義務が土地所有者等に課されます。

詳細は都HPをご確認ください。

区市都市計画課住宅開発指導担当 ☎042・470・7782



都HP

職員募集

会計年度任用職員募集

募集の詳細は市HPをご覧ください。



市HP

①学童保育所児童厚生指導員(専門職・産休育休代替職員)

勤務時間 月曜～土曜日、月124時間、午前8時15分～午後7時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

募集人数 1人
報酬月額 21万7970円

応募資格の有無 有
②学童保育所児童厚生員(アシスタント職)

勤務時間 月曜～土曜日、月75時間程度、午前8時15分～午後6時の間で4～7時間のシフト勤務(変則勤務あり)

募集人数 若干名
報酬時給 1174円

応募資格の有無 無
《共通事項》
任用期間 9月1日～7年3月31日(終了後再度任用の場合あり)

勤務場所 市内学童保育所
募集説明会 8月7日(水)午前11時から(40分程度・市役所5階502会議室)
申込期間 8月9日(金)まで
問 児童青少年課児童青少年係 ☎042・470・7735



STOP! 電気火災

問 東久留米消防署危険物係 ☎042・471・0119

電気火災の占める割合は年々増加傾向にあり、死者も発生しています。火を使用している意識がないため、火災に気づきにくく危険です。電気火災の原因を理解し、火災の発生を防ぎましょう。

■主な火災の原因

●トラッキング現象

コンセントと差し込みプラグの間に溜まったほこりが湿気を含むことで、電気が流れて発火する。

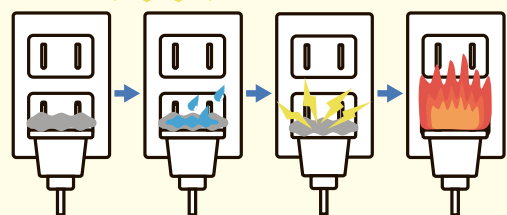
●過電流(たこ足配線)

コンセントに複数の電気機器をつなぎ、許容量を超えて使用することで発熱し、発火する。

■火災の防止方法

- コンセントにほこりをためないよう掃除をする。水をかけない。
- たこ足配線をしない(許容電流を超えて電気を使用しない)。
- 電気プラグはしっかりと差し込む。コードを束ねて使用しない。
- 電気機器の使用方法を理解し、間違った使い方をしない。故障や不具合の有無を確認する。

トラッキング現象のメカニズム



①コンセントとプラグの隙間にほこりがたまる ②ほこりが湿気を吸う ③火花が出る ④火災発生

民有地のハチ対策

問 環境政策課生活環境係 ☎042・470・7753

市では、個人の住宅や管理者が居る集合住宅など、民有地にできたハチの巣の駆除は行っていません。ハチの巣は、手入れ不足の庭木などに作られることが特に多いため、手入れを充分にしてください。

◎ハチの巣を取り除くとき

薬局などで購入したハチ専用の駆除スプレーでの駆除も可能ですが、特にスズメバチは凶暴で攻撃性が強いいため専門の駆除業者への依頼をお勧めします。

◎駆除業者の紹介

市と協定を結んだ市内の駆除業者を紹介します。

※駆除費用は自己負担です。依頼する場合は、複数の業者から見積もりを取り、ご検討ください



市HP



スズメバチ

官公署
など

都営住宅入居者募集

種類・対象①ポイント方式
(家族向けのみ)②ひとり親
世帯向け、高齢者世帯向け、
心身障害者世帯向け、多子
世帯向け、特に所得の低い
一般世帯向け、車いす使用
者世帯向け
②抽せん方式①単身者向け、
車いす使用者向け(単身、
世帯向け)、シルバーピア
(単身・二人世帯向け)
※②は居室内で病死など
があった住宅を一部含みま
す。

※①・②それぞれに申し
込み資格がありますので、
詳細は募集案内をご確認く
ださい。

案内配布期間・場所土曜・
日曜日を除く8月1日(木)～
9日(金)に、都市計画課(市
役所5階)、上の原・ひば
りが丘・滝山の各連絡所、
東部地域センター他で募集
案内を配布(配布期間中は
都住宅供給公社からも取
得できます)

※8月3日(土)・4日(日)い
ずれも午前9時半～午後5
時は、東京観光情報センタ
ー前(都庁第一本庁舎1階
で配布します。

申8月16日(金)までに①が同
公社募集センターに(必着、
②が渋谷郵便局に(必着、
募集案内に同封の申込用紙
・封筒に必要事項を記入の
上郵送、または都営住宅入
居者募集サイトで
問同公社募集センター ☎03
・3498・8894(土
曜・日曜日、祝日を除く)、

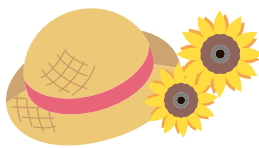
8月1日(木)～16日(金)は ☎03
・5467・9269 また
は ☎0570・010・8
10(土曜・日曜日、祝日
を除く)



東京都住宅
供給公社



都営住宅入居者
募集サイト



eLTAX電子納税
が大変便利です

地方税共通納税システム
でのeLTAX電子納税が
大変便利です。

インターネットバンキン
グなどでの納付やダイレク
ト納付に加えて、クレジット
トカード納付も可能です。
詳細はeLTAX☎をご
確認ください。

問立川都税事務所 ☎042・5
23・3171



eLTAX



6年度就学義務猶予
免除者等の中学校卒業
程度認定試験の実施

病気などやむを得ない事
由により、保護者が義務教
育諸学校に就学させる義務
を猶予または免除された方
などに対し、中学校卒業程
度の学力があるかどうかを
認定するための認定試験を
文部科学省が実施します。
合格した方には高等学校の
入学資格が与えられます。
◎受験案内など
受験案内配布期間 8月30日
(金)まで
受験案内配布場所 都教育庁
地域教育支援部義務教育課
小中学校担当(新宿区西新
宿2-8-1、都庁第二本
庁舎16階北側)
問同課 ☎03・5320・6
752

◎願書・試験日など

願書受付期間 8月30日(金)ま
で(消印有効)

願書受付場所 文部科学省総
合教育政策局生涯学習推進
課認定試験第二係(千代田
区霞が関3-2-2)

試験期日

10月17日(木)

合格発表 11月26日(火)に結果

通知発送予定

試験科目 国語・社会・数学
・理科・外国語(英語)

試験会場 東京都教職員研修
センター(文京区本郷1-1
3-13)

問同係 ☎03・5253・4
111(内線2643・2
024)



市民伝言板(前期分)の
申し込み受付中

広報ひがくるめ「市民伝言板」の前期分(6年10月1日号分まで)を現在、
受け付けています。

市民伝言板の申し込みは、原則、市☎の申し込みフォームからの電子申請
となります。場所を問わずいつでも申し込み可能なため、ぜひご利用くださ
い。

※郵送、電話、FAX、メールでの申し込みはできません。

※申し込みフォームでの申し込みが難しい方は、窓口でも受
け付けが可能です。

☎市☎で掲載にあたっての詳細を必ずご確認ください

問秘書広報課広報係 ☎042・470・7708

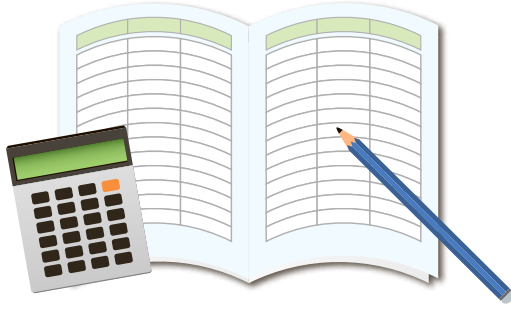


市☎

都立東久留米総合高校
公開講座「簿記入門」

回全4回。10月6日・13日
・20日・27日のいずれも日
曜 午前10時～午後4時
(午後0時半～1時半は休
憩時間)
場 都立東久留米総合高等学
校内
定 10人(応募多数の場合は
抽選)
費 3320円(受講料・テ
キスト代)
申 8月30日(金)までに(消印
有効)、往復はがきに郵便
番号・住所・氏名(ふりがな)
・年齢・性別・電話番号を
記入の上、〒203-1005、2
幸町5-8-46、都立東久
留米総合高等学校公開講座

宛て郵送を
問同校 ☎042・471・25
10



市民伝言板

会員募集

◆社交ダンス[enjoy]M.S.=日 月 2～3
回。金曜 午前10時～11時半 他 場 市民プ
ラザ(市役所1階) 他 費 入会金1,000円、
会費月3,000円 他 他 忙しい生活の合間に
A級の指導者のもとで楽しく健康に！9
月開始 問 村上 ☎090・9811・0699

◆健康野球ブラックキャッツ=日 毎週木
曜 午前8時半～正午 場 滝山球場 費 会費
月1,000円 他 他 60歳以上の高齢者同士が
紅白に分かれて走攻守の試合を楽しん
でます。見学可 問 佐藤 ☎090・8006・7823

◆日本空手道 禅空=日 毎週火曜～土曜
日 午後5時～7時40分 場 大門町2-6-
2、鈴木中央ビル102 費 会費月7,000円(同
一家族何人でも変わらず) 他 昨年設立さ
れたばかりのフルコンタクト空手道場
です 問 鈴木 ☎090・5216・8881

◆前沢ときわ会=日 毎週木曜 日 午前10時
～正午 他 場 西部地域センター 費 会費年
1,200円 他 他 カントリーダンス始めま
せんか。楽しく健康づくりしませんか 問 鈴
木 ☎080・6520・1133

◆仙武館空手道教室(松涛館流)=日 毎週

日 曜 日 午前10時～午後0時半 他 場 南町小
学校 費 入会金5,000円、会費月3,000円 他
他 体験入門から始められて納得の上ご入
会下さい(小学生以上) 問 土居 ☎042・475
・9375

◆マーガレット・ダンスサークル=日 月
3回。9月以降の土曜 日 午後3時40分～
4時40分 場 市民プラザ(市役所1階) 他 費
会費3カ月7,000円 他 他 社交ダンス初心者
講習会(3カ月)。プロの指導でワルツを。
初級者歓迎 問 横山 ☎090・6516・1905

◆東久留米自然ふれあいボランティア=日
第2・第4・第5土曜 日 および土曜 日
に活動がない金曜 日 午前9時～午後3時
場 市内の緑地保全地域などの雑木林 費 会
費年1,000円 他 他 どなたでも参加できま
す。詳しくは、くるくるチャンネルを 問 豊福
☎042・475・7643

◆東久留米市スポーツウエルネス吹矢協
会=日 毎週金曜 日 午前9時～11時 他 場 ス
ポーツセンター 他 費 入会金1,000円、会
費1回200円 他 他 スポーツウエルネス吹矢
式呼吸法で様々な健康効果が期待できま
す 問 土屋 ☎090・3314・0902

◆富岡カラオケ教室=日 月 2回。第2・
第4月曜 日 午前9時半～11時半 場 中央町
地区センター 費 入会金1,000円、会費月
1,500円 他 他 発声と歌の練習を楽しくして

います。気楽に見学に来て下さい 問 アオ
イ ☎090・8843・1330

◆吹矢サークル風々=日 毎週火曜 日 午後
1時40分～3時50分 場 スポーツセンター
費 入会金500円、会費月750円 他 他 的中した
時の爽快感、外した時の残念感、吹矢で
学ぶ呼吸と集中力 問 有松 ☎042・420・
7737

催し

◆夏の平和朗読劇(市民朗読劇の会)=日
8月18日(日) 午後2時開演(1時半開場) 場
市民プラザホール(市役所1階) 費 無料 他
市の平和行事として始まり、30年目の平
和朗読劇。毎年市民参加です 問 春田 ☎
042・473・0769

◆第27回駅前夏祭り(東久留米駅前商店
会)=日 8月3日(土) 午後5時～9時 場 東
久留米駅北口周辺 他 クルメイズショー
やうちわの無料配布。こどもが喜ぶ催し
物が盛りだくさん 問 竹内 ☎042・471・
0007

◆英会話カフェ(ウラウライングリッシ
ュ)=日 8月4日(日) 午後1時半～3時と
25日(日) 午前10時半～正午 場 前沢4丁目の
個人宅 費 参加費2,500円(コーヒー&ケー
キ付き) 他 ネイティブスピーカーのリー
ドで楽しく英語でおしゃべりしましょう。

定員各7人 問 浦崎 ☎090・6184・6437

◆講演会「誰のための終活か？」(東久留
米市福島県人会)=日 9月7日(土) 午後2
時開会(1時半開場) 場 成美教育文化会館
3階大研修室 費 参加費500円 他 あなたの
終活は誰のためですか？終活の見えざる
本質について 問 大矢 ☎042・475・8532

◆第28回納涼盆踊り大会(下里ふるさと
の会)=日 8月10日(土)・11日(日) いずれも
午後6時～9時半 場 下里氷川神社 問 島崎
☎042・471・1385

◆公開講演会「新しい騎馬民族説」(謎解
き・古代史の会)=日 8月29日(木) 午後2
時～4時 場 市民プラザホール(市役所1
階) 費 参加費500円 他 講師：槌田鉄男氏(古
代史研究家)。邪馬台国と纏向政権、三
世紀の日本が甦ります 問 齊藤 ☎090・
7235・4649

◆第50回あじさい公園手作り盆踊りの夕
べ(あじさい公園手作り盆踊りの会)=日
8月16日(金)(宵祭)・17日(土)(本祭)、い
ずれも午後6時～9時 場 あじさい公園(滝
山3-7) 他 どなた様も踊りにいらして
下さい 問 大谷 ☎090・5496・7590

